

つくば市告示第383号

つくば市立小中義務教育学校全国大会等出場遠征費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月5日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立小中義務教育学校全国大会等出場遠征費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、つくば市立小中義務教育学校全国大会等出場遠征費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の目的)

第2条 補助金は、つくば市立小学校、中学校又は義務教育学校(以下「学校」という。)の児童又は生徒(以下「児童生徒」という。)が部活動、地域クラブ活動等の成果として全国大会、関東大会等に出場する際の遠征に要する費用に係る保護者の負担を軽減し、並びに児童生徒に広くスポーツ及び文化活動の機会を与え、もって心身ともに健康で人間性豊かな児童生徒の育成を図ることを目的として、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次条に規定する補助対象大会に出場する児童生徒(当該大会の開催要項等の規定に基づいて出場登録がされたものに限る。

以下「出場登録児童生徒」という。)とする。

(補助金の交付の対象大会)

第4条 補助金の交付の対象となる大会(以下「補助対象大会」という。)は、次に掲げる大会及びこれらに類するものとして市長が認める大会とする。ただし、当該大会に出場するための地方大会その他予選会が開催されないものを除く。

- (1) 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会
- (2) 関東中学校体育連盟が主催する関東中学校体育大会
- (3) 日本オリンピック委員会が後援するJOCジュニアオリンピックカップ
- (4) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟が主催する全日本吹奏楽コンクール
- (5) 東関東吹奏楽連盟が主催し、又は共催する東関東吹奏楽コンクール及び東日本学校吹奏楽大会
- (6) 一般社団法人全日本合唱連盟が主催する全日本合唱コンクール
- (7) 一般社団法人全日本合唱連盟関東支部が主催する関東合唱コンクール
- (8) 日本放送協会が主催するNHK全国学校音楽コンクール関東甲信越大会及び全国大会
- (9) 全日本中学校技術・家庭科研究会が主催する創造アイデアロボットコンテスト
- (10) 関東甲信越地区中学校技術・家庭科研究会が主催する創造アイデアロボットコンテスト

(補助金の交付の対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、出場登録児童生徒が補助対象大会に出場する際の遠征に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 器材運搬費

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる補助対象経費に応じ、当該各号に定める額の合計額から大会の主催者又は他の団体から補助、助成、交付等を受けた額を差し引いた額とする。ただし、1大会1部活動又は1競技当たり200万円を限度とする。

- (1) 交通費 往路（補助対象大会の開催地に出発する際の集合場所から開催会場又は宿泊場所までの経路をいい、開催会場と宿泊場所との間を移動する場合の経路を除く。）及び帰路（補助対象大会の開催会場又は宿泊場所から解散場所までの経路をいい、開催会場と宿泊場所との間を移動する場合の経路を除く。）の交通費（公共交通機関に係る運賃、高速道路に係る使用料及びバスその他車両の賃借料に限る。）の実費相当額。ただし、経済的かつ合理的な経路及び交通手段で移動した場合における交通費として市長が算定する額を限度とする。
- (2) 宿泊費 補助対象大会に出場するために宿泊を要する場合の宿泊費（当該宿泊施設における朝夕の食事代を含む。）の実費相当額。ただし、1人1泊当たり1万円を限度とする。
- (3) 器材運搬費 補助対象大会に出場するために器材を運搬する場合の実費相当額。ただし、50万円を限度とする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第7条 補助金の交付を受けることができる者は、出場登録児童生徒の保護者とする。

(申請等の委任)

第8条 申請、請求、受領その他の補助金の交付の手続は、補助金の交付を受けようとする出場登録児童生徒の保護者が当該児童生徒が在籍する学校又は地域クラブ活動の運営団体の代表者に委任して行うものとする。

(補助金の交付の申請及び請求)

第9条 前条の規定により委任を受けた学校又は地域クラブ活動の運営団体の代表

者は、部活動又は競技ごとに、つくば市立小中義務教育学校全国大会等出場遠征費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 委任状（様式第2号）
- (2) 補助対象大会の開催要項等の写し
- (3) 出場登録児童生徒の名簿の写し
- (4) 補助対象経費の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請及び請求は、補助対象大会の開催終了日（大会の主催者又は他の団体から補助、助成、交付等を受ける場合は、当該補助、助成、交付等の決定通知日）から起算して20日以内かつ補助対象大会の開催日の属する年度の末日までに行うものとする。

（補助金の交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、規則第5条第1項に規定する審査及び調査をし、補助金の交付の可否を決定し、つくば市立小中義務教育学校全国大会等出場遠征費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整理し、当該年度終了後5年間保存しなければならないこと。
- (2) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、会計帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。
- (3) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付の条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(4) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還しなければならないこと。

(5) その他規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(補助金の交付)

第12条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の配分等)

第13条 第8条の規定により委任を受けた学校又は地域クラブ活動の運営団体の代表者は、補助金を受領したときは、当該補助金を委任者に配分するとともに、遠征に要した費用に係る収支決算書を作成し、委任者に報告を行う等適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。